

株 主 各 位

大阪市西淀川区歌島四丁目6番5号

**江崎グリコ株式会社**

取締役社長 江崎 勝久

## 第111回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第111回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、次頁の「議決権行使についてのご案内」に従って議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日(水曜日)午前10時
2. 場 所 大阪市北区大淀南二丁目3番3号  
ザ・シンフォニーホール

### 3. 目的事項 報告事項

1. 第111期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第111期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 取締役7名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件

### 4. 議決権行使のお取り扱い

- (1) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等によって複数回重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.glico.com/jp>)に掲載させていただきます。
  - ◎当日は軽装(クールビズ)にて実施させていただきますので、株主様におかれましても、軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎お土産につきましては、議決権行使書の枚数に関わらず、ご出席株主1名様につき1個を株主総会終了後にお渡しいたします。

## 《議決権行使についてのご案内》

### 1. 当日ご出席いただく場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください  
ますようお願い申し上げます。

### 2. 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）  
午後5時までに到着するようにご返送ください。

### 3. インターネットによる議決権行使の場合

- (1) インターネットによる議決権行使は、平成28年6月28日（火曜日）午後5時まで受付  
いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいた  
します。
- (2) インターネットによる議決権行使は、以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いた  
くことよってのみ可能です。

【議決権行使ウェブサイトURL】<http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」  
を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。  
(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



- (3) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の  
議決権行使コード及びパスワードをご利用になり、画面の案内に従って議案の賛否を  
ご入力ください。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接  
続料金等）は、株主様のご負担となります。
- (5) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。  
①パソコンを用いて議決権行使される場合は、画面の解像度が横800×縦600ドット  
（SVGA）以上であり、ウェブブラウザとして、Ver. 5.01 SP2以降のMicrosoft®  
Internet Explorerを使用することができること。また、PDFブラウザとして、Ver. 4.0  
以降のAdobe® Acrobat® Reader®又はVer. 6.0以降のAdobe® Reader®を使用することが  
できること。

②携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応していますので、一部の機種ではご利用できません。スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。）

（Microsoft®及びInternet Explorerは、米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及びその他の国における登録商標又は商標です。）

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話：0120-652-031（午前9時～午後9時）

<用紙の請求等、その他のご照会>

三井住友信託銀行株式会社 証券代行事務センター  
電話：0120-782-031（平日午前9時～午後5時）

#### 4. 機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様は、株式会社I C Jが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における議決権行使の方法として、上記インターネットによる方法以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以 上

# 提供書面

## 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境が改善傾向にある中、景気は緩やかな回復基調に入ったと言われています。一方で、中国を始めとする新興国での景気減速や米国の金融政策の動向等によって、景気の下振れが懸念され、依然として不透明な状況で推移しました。食品業界におきましては、円安による原材料価格の上昇が影響するなど、当社グループを取り巻く経営環境は一段と厳しい状況が続きました。

このような状況の中で、当社グループは「グリコグループ行動規範」に基づき、信頼される企業であり続けることを事業展開の基本としながら、主力品を軸とした売上拡大や新製品・系列品の発売、量販店やCVSでの販売対策等を積極的に展開しました。また、より一層の競争力強化を図るべく、当社の完全子会社であるグリコ乳業株式会社を平成27年10月1日付で合併しました。

その結果、売上面では、食品部門は前年同期を下回りましたが、菓子部門、冷菓部門、牛乳・乳製品部門、食品原料部門、その他部門が前年同期を上回ったため、当連結会計年度の売上高は338,437百万円となり、前連結会計年度(319,393百万円)に比べ6.0%の増収となりました。

利益面につきましては、売上原価率は、販売品種構成の変化や増収による固定費率の低下等により、全体ではダウンしました。販売費及び一般管理費は、製品在庫の増加や販売品種構成の変化によって運送費及び保管費率がアップし、量販店店頭での販売対策の実施やテレビ広告の増加等によって、販売促進費及び広告宣伝費等も増加しました。

その結果、営業利益は17,110百万円で、前連結会計年度(14,247百万円)に比べ2,863百万円の増益となり、経常利益は19,229百万円で、前連結会計年度(17,610百万円)に比べ1,618百万円の増益となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は13,903百万円となり、東京の工場跡地譲渡に伴う固定資産売却益等を特別利益に計上した前連結会計年度(21,068百万円)に比べ7,165百万円の減益となりました。

次に部門別業績の状況についてご報告申し上げます。

(単位：百万円)

部 門	売上高			営業利益		
	当連結会計 年度	対前年 増減額	対前年 同期比(%)	当連結会計 年度	対前年 増減額	対前年 同期比(%)
菓 子	121,157	7,400	106.5	9,206	1,036	112.7
冷 菓	81,004	7,195	109.7	5,478	2,438	180.2
食 品	20,183	△2,130	90.5	112	△556	16.9
牛乳・乳製品	97,821	3,431	103.6	4,516	2,215	196.3
食 品 原 料	10,242	778	108.2	492	224	184.0
そ の 他	8,029	2,369	141.9	△41	△305	—
調 整	—	—	—	△2,654	△2,189	—
合 計	338,437	19,044	106.0	17,110	2,863	120.1

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

#### 【菓子部門】

売上面では、国内は“ビスコ”「ポッキーグループ」“バンホーテンチョコレート”“神戸ローストショコラ”等が前年同期を上回りました。海外では、中国の子会社が前年同期を大きく上回りました。その結果、当連結会計年度の売上高は121,157百万円となり、前年同期(113,757百万円)に比べ6.5%の増収となりました。

利益面では、国内での増収や全体的な売上原価率の改善によって、海外子会社での販売促進費の増加を吸収したこと等により、営業利益は9,206百万円となり、前年同期(8,170百万円)に比べ1,036百万円の増益となりました。

#### 【冷菓部門】

売上面では、主力の“パピコ”“アイスの実”“ジャイアントコーン”等が前年同期を上回りました。また、卸売販売子会社の売上も前年同期を上回りました。その結果、当連結会計年度の売上高は81,004百万円となり、前年同期(73,808百万円)に比べ9.7%の増収となりました。

利益面では、運送費及び保管費率がアップしたものの、増収や販売品種構成の変化による売上原価率の改善等により、営業利益は5,478百万円となり、前年同期(3,039百万円)に比べ2,438百万円の増益となりました。

## 【食品部門】

売上面では、“クレアシチュー”が前年同期を上回りましたが、“熟カレー”“カレー職人”等は前年同期を下回りました。その結果、当連結会計年度の売上高は20,183百万円となり、前年同期(22,313百万円)に比べ9.5%の減収となりました。

利益面では、リベートの効率運用に努めたものの、販売品種構成の変化による売上原価率のアップや広告宣伝費の増加等により、営業利益は112百万円となり、前年同期(669百万円)に比べ556百万円の減益となりました。

## 【牛乳・乳製品部門】

売上面では、“朝食Bifi Xヨーグルト”“プッチンプリン”等が前年同期を上回り、キリンビバレッジ(株)の“トロピカーナエッセンシャルズ”が増収となりました。また、「粉ミルク」がインバウンド需要を取り込んで、売上を大きく伸ばしました。その結果、当連結会計年度の売上高は97,821百万円となり、前年同期(94,389百万円)に比べ3.6%の増収となりました。

利益面では、販売促進費は増加したものの、増収による売上原価率のダウンと広告宣伝費の減少等により、営業利益は4,516百万円となり、前年同期(2,300百万円)に比べ2,215百万円の増益となりました。

## 【食品原料部門】

売上面では、“A-グル”「ファインケミカル」等が前年同期を上回りました。その結果、当連結会計年度の売上高は10,242百万円となり、前年同期(9,463百万円)に比べ8.2%の増収となりました。

利益面では、運送費及び保管費率はアップしたものの、価格改定による売上原価率の改善や一般経費の減少等により、営業利益は492百万円となり、前年同期(267百万円)に比べ224百万円の増益となりました。

## 【その他部門】

売上面では、オフィスグリコ及び健康部門(旧スポーツフーズ部門を含む)がいずれも前年同期を上回りました。その結果、当連結会計年度の売上高は8,029百万円となり、前年同期(5,659百万円)に比べ41.9%の増収となりました。

利益面では、販売品種構成の変化による売上原価率のアップや健康分野の新製品投入に係る販売促進費の増加等により、営業利益は△41百万円となり、前年同期(264百万円)に比べ305百万円の減益となりました。

## ②設備投資の状況

当連結会計年度は総額166億円の設備投資を行いました。事業部門別の投資額は、菓子部門が40億円、冷菓部門が77億円、食品部門が2億円、牛乳・乳製品部門が17億円、食品原料部門が1億円であり、主な内容は次のとおりであります。

菓子部門は関西グリコ株式会社の生産設備等、冷菓部門はグリコ千葉アイスクリーム株式会社の工場拡張等、牛乳・乳製品部門は岐阜グリコ乳業株式会社の生産設備等、食品原料部門は中部グリコ栄食株式会社の生産設備等であります。

## ③資金調達の状況

主要取引金融機関からの短期の銀行借入を中心に機動的な調達を行っております。

## (2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	293,002	315,399	319,393	338,437
経 常 利 益 (百万円)	6,452	13,539	17,610	19,229
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	3,287	11,033	21,068	13,903
1株当たり当期純利益 (円)	28.91	89.09	321.35	212.00
総 資 産 (百万円)	219,363	243,244	275,302	274,974
純 資 産 (百万円)	116,347	145,504	174,838	179,151

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は平成26年10月1日付で普通株式2株を1株の割合で併合したため、前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ①親会社との関係

該当事項はありません。

#### ②重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
関西グリコ株式会社	神戸市西區	100百万円	100.0%	菓子の製造
上海江崎格力高食品有限公司	中国上海市	138百万円	100.0%	菓子の製造販売

(注) 当社は平成27年10月1日付で当社を存続会社として、当社の完全子会社であるグリコ乳業株式会社を吸収合併いたしました。

#### ③その他

会社名	資本金	出資比率	合弁契約の内容
Generale Biscuit Glico France S.A.	1,525千ユーロ	50.0%	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ジェネラルビスケット社(仏)と各種菓子、食料品類の製造販売を目的として合弁会社(仏)を設立</li> <li>○設立 1982年3月19日</li> <li>○1986年5月9日5,000千仏フラン増資(新資本金10,000千仏フラン)</li> <li>○ジェネラルビスケット社(仏)は、1987年2月18日にビー・エス・エヌ社(現ダノングループ)(仏)と合併</li> <li>○ジェネラルビスケット社(仏)は、2007年11月30日に株式譲渡によりクラフトフーズ社(米)傘下となる</li> <li>○クラフトフーズ社は、2012年10月1日にモンデリーズインターナショナル社(スイス)に社名を変更しました。</li> </ul>
PT. Glico-Wings	3,500億インドネシアルピア	50.0%	<ul style="list-style-type: none"> <li>○PT. Mitrajaya Ekaprana社(インドネシア)と冷菓の製造販売を目的として合弁会社(インドネシア)を設立</li> <li>○設立 2013年10月25日</li> </ul>

#### (4) 対処すべき課題

世界的な規模で経営を取り巻く社会情勢や経済環境が目まぐるしく変化し、エネルギー資源や原材料価格も先高基調の中で、当社グループはそのような環境変化に柔軟に対応しながら、企業価値の向上に努めてまいります。

中長期的な会社の成長のための重要な要素を、①強い商品カテゴリーの構築と健康関連事業の創出、②アジアを中心としたグローバル展開の推進、③グループ経営資源の結集による競争力強化とし、この3項目を基本的な考え方として当社グループの対処すべき課題に対する具体的な行動計画を推進してまいります。

##### ①強い商品カテゴリーの構築と健康関連事業の創出

強化すべき商品カテゴリーに経営資源を集中し、世界に通用する強いブランドを構築するとともに、健康関連事業の基盤構築に取り組みます。

##### ②アジアを中心としたグローバル展開の推進

現在の主要拠点である中国・タイに加えて、ベトナム・インドネシアなどアジア地域に経営資源を重点的に投下し、菓子事業では「ポッキー」を核にグローバル展開を推進します。また、アイスクリーム事業など、菓子以外の事業についても新規市場参入に取り組みます。

##### ③グループ経営資源の結集による競争力強化

グループ一体化運営によってガバナンス機能強化を図るとともに、グループの経営資源を結集し競争力強化に取り組みます。また、コンプライアンスや環境問題への対応、人材の育成・適正配置、研究・開発・生産・販売部門の連携強化など総合力を発揮するための具体的な課題に取り組みます。

今後とも、株主の皆様の変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

部	門	主 な 事 業 内 容
菓	子	チョコレート、ビスケット、ガム等の製造販売
冷	菓	アイスクリーム等の製造販売
食	品	カレールウ、レトルト食品等の製造販売
牛 乳 ・ 乳 製 品		乳製品、洋生菓子、乳幼児用粉ミルク等の製造販売
食 品 原 料		澱粉、色素等の製造販売

(6) 主要な事業所（平成28年3月31日現在）

- ①当 社 本 社 大阪府大阪市西淀川区歌島四丁目6番5号
- ②当社主要拠点 大阪梅田オフィス(大阪市)  
品川オフィス(東京都港区)  
昭島オフィス(東京都昭島市)
- ③当 社 支 店
- 菓 子 部 門 北海道・東北統括(仙台市)、首都圏統括(東京都港区)、関東信越統括(高崎市)、中部統括(名古屋市)、近畿統括(大阪市)、中・四国統括(広島市)、九州統括(福岡市)
- 冷 菓 部 門 北海道・東北統括(仙台市)、首都圏統括(東京都港区)、関東信越統括(高崎市)、中部統括(名古屋市)、近畿統括(大阪市)、中・四国統括(広島市)、九州統括(福岡市)
- 食 品 部 門 首都圏統括(東京都港区)、中部統括(名古屋市)、近畿統括(大阪市)  
※北海道・東北、関東信越、中・四国、九州の各支店は、菓子部門と統合しております。
- 牛乳・乳製品 北海道・東北統括(仙台市)、首都圏統括(東京都港区)、関東信越統括(高崎市)、中部統括(名古屋市)、近畿統括(大阪市)、中・四国統括(広島市)、九州統括(福岡市)

④主要な子会社の本社

関西グリコ株式会社：本社（神戸市西区）のほか、重要な子会社の会社名とその本社所在地は、前記(3)②に記載のとおりであります。

(7) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

従 業 員 数	前連結会計年度末 比 増 減
4,961名	181名（増）

(注) 上記の従業員のほか、当連結会計年度における臨時従業員の期中平均雇用人員は6,144名であります。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借 入 先	借 入 残 高
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,012百万円
株式会社三井住友銀行	1,124
三井住友信託銀行株式会社	1,083

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況

- ①発行可能株式総数 270,000,000株  
 ②発行済株式の総数 69,430,069株  
 (注)発行済株式の総数には自己株式が3,836,000株含まれております。  
 ③株主数 16,567名  
 ④単元株式数 100株  
 ⑤大株主(上位10名)

株 主 名	持株数(千株)	持株比率(%)
掬 泉 商 事 株 式 会 社	4,131	6.30
大 同 生 命 保 険 株 式 会 社	3,500	5.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,218	4.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,715	4.14
日 清 食 品 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	2,100	3.20
佐 賀 県 農 業 協 同 組 合	1,943	2.96
大 日 本 印 刷 株 式 会 社	1,598	2.44
江 崎 グ リ コ 共 栄 会	1,520	2.32
大 正 製 薬 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	1,010	1.54
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 1 7 4	964	1.47

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は自己株式3,836,000株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。なお、自己株式には、「従業員持株会信託型E S O P (信託口)」が保有する当社株式(271,500株)、「役員報酬B I P (信託口)」が保有する当社株式(47,400株)を含めております。

3. 持株比率は自己株式(3,836,000株)を控除して計算しております。

### ⑥その他株式に関する重要な事項

当該事項はありません。

## (2) 会社役員 の 状況

### ① 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

地 位	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	氏 名
代表取締役社長		江 崎 勝 久
取 締 役	マーケティング本部長、広報・情報システム担当	江 崎 悦 朗
取 締 役	管理部門・関連事業・法務・総務・株式IR・お客様相談担当、情報取扱責任者	安 積 正 裕
取 締 役	研究部門統括、健康科学研究所長	栗 木 隆
取 締 役	中之島中央法律事務所代表パートナー、ヤンマー株式会社社外監査役	益 田 哲 生
取 締 役	公益財団法人国際金融情報センター理事長	加 藤 隆 俊
取 締 役	株式会社メディヴァ代表取締役、株式会社シーズ・ワン代表取締役、参天製薬株式会社社外取締役、スルガ銀行株式会社社外取締役、株式会社資生堂社外取締役	大 石 佳 能 子
監 査 役（常勤）		吉 田 敏 明
監 査 役（常勤）		安 達 弘
監 査 役	岩井伸太郎公認会計士・税理士事務所所長、フジ住宅株式会社社外取締役、昭栄薬品株式会社社外監査役	岩 井 伸 太 郎
監 査 役	大阪大学名誉教授	宮 本 又 郎
監 査 役	大同生命保険株式会社代表取締役社長	工 藤 稔

- (注) 1. 取締役のうち、益田哲生、加藤隆俊、大石佳能子の3氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち、安達弘、岩井伸太郎、宮本又郎、工藤稔の4氏は、社外監査役であります。
3. 取締役益田哲生氏は、弁護士の資格を有しております。
4. 監査役岩井伸太郎氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、益田哲生、加藤隆俊、大石佳能子、安達弘、岩井伸太郎及び宮本又郎の6氏を金融商品取引所が定める独立役員として届け出ております。
6. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- ①平成27年6月24日開催の第110回定時株主総会終結の時をもって、取締役梅崎信彦氏は任期満了により退任いたしました。
- ②平成27年6月24日開催の第110回定時株主総会において、大石佳能子氏は取締役に新たに選任され就任いたしました。
- ③平成27年6月24日開催の第110回定時株主総会終結の時をもって、監査役（非常勤）倉持治夫氏は任期満了により退任いたしました。
- ④平成27年6月24日開催の第110回定時株主総会において、安達弘氏は監査役（常勤）に新たに選任され就任いたしました。
- ⑤平成27年6月24日開催の第110回定時株主総会において、工藤稔氏は監査役（非常勤）に新たに選任され就任いたしました。

## ②取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (3)	290百万円 (14)
監 査 役 (うち社外監査役)	6名 (5)	47百万円 (28)
合 計 (うち社外役員)	14名 (8)	338百万円 (43)

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、平成27年6月24日開催の第110回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。なお、当事業年度末現在の役員の数、取締役7名(うち社外取締役3名)及び監査役5名(うち社外監査役4名)であります。
3. 上記には、使用人兼務取締役の給与相当額は含まれておりません。
4. 取締役報酬限度額 年額 360百万円(平成27年6月24日開催の第110回定時株主総会決議)  
(うち社外取締役 年額 25百万円)  
株式報酬限度額 3事業年度 300百万円(平成27年6月24日開催の第110回定時株主総会決議)  
ただし、株式報酬限度額には当社と委任契約を締結している執行役員への報酬も含まれております。  
監査役報酬限度額 年額 60百万円(平成18年6月29日開催の第101回定時株主総会決議)
5. 報酬等の総額には、以下のとおり当事業年度に係る役員賞与が含まれております。  
取締役 7名 37百万円(うち社外取締役 3名 1百万円)  
監査役 5名 3百万円(うち社外監査役 4名 2百万円)
6. 取締役の報酬等の総額には、当事業年度に計上した、役員BIP信託引当金繰入額36百万円が含まれております。

## ③責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

④社外役員に関する事項

1. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 先	当 社 と の 関 係
社外取締役	益田 哲生	中之島中央法律事務所 代表パートナー ヤンマー株式会社社外監査役	記載すべき関係はありません。
社外取締役	加藤 隆俊	公益財団法人国際金融 情報センター理事長	記載すべき関係はありません。
社外取締役	大石佳能子	株式会社メディア代表取締役 株式会社シーズ・ワン代表取 締役 参天製薬株式会社社外取締役 スルガ銀行株式会社社外取締 役 株式会社資生堂社外取締役	記載すべき関係はありません。
社外監査役	岩井伸太郎	岩井伸太郎公認会計士 ・税理士事務所所長 フジ住宅株式会社社外取締役 昭栄薬品株式会社社外監査役	記載すべき関係はありません。
社外監査役	宮本 又郎	大阪大学名誉教授	記載すべき関係はありません。
社外監査役	工藤 稔	大同生命保険株式会社代表取 締役社長	大同生命保険株式会社は当社の大株主であ ります。また、当社は大同生命保険株式会 社の団体生命保険に加入しております。

## 2. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	益 田 哲 生	当事業年度開催の取締役会15回のうち12回に出席し、主に弁護士としての豊富な経験と見識をもとに独立した立場から当社の経営に関する的確な助言を行っております。
社外取締役	加 藤 隆 俊	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、主に経験や実績に基づく見地から当社の経営に関する的確な助言を行っております。
社外取締役	大 石 佳 能 子	平成27年6月24日就任以降、当事業年度開催の取締役会11回のうち10回に出席し、主に経験や実績に基づく見地から当社の経営に関する的確な助言を行っております。
社外監査役	安 達 弘	平成27年6月24日就任以降、当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、主に経験や実績に基づく見地から当社の経営に関する的確な助言を行っております。 また、平成27年6月24日就任以降、当事業年度開催の監査役会4回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	岩 井 伸 太 郎	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、主に公認会計士・税理士としての専門の見地から当社の経営に関する的確な助言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会5回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	宮 本 又 郎	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、主に大学教授としての専門の見地から当社の経営に関する的確な助言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会5回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	工 藤 稔	平成27年6月24日就任以降、当事業年度開催の取締役会11回のうち9回に出席し、主に経験や実績に基づく見地から当社の経営に関する的確な助言を行っております。 また、平成27年6月24日就任以降、当事業年度開催の監査役会4回のうち3回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

### (3) 会計監査人の状況

①会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

#### ②報酬等の額

1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

61百万円

2) 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

64百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分することが困難なため、合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて、必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

#### ③非監査業務の内容

再生可能エネルギーの固定価格買取制度の賦課金に係る特例の認定申請に関する証明業務に対し、対価を支払っております。

#### ④会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難と認められる場合その他必要と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

#### ⑤過去2年間に業務の停止の処分を受けた者に関する事項

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）及び業務改善命令の処分を受けました。同監査法人は、平成28年1月29日に金融庁に業務改善計画を提出しております。

#### ⑥責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

#### (4) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容は、次のとおりであります。

##### ①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の業務執行が適正かつ健全に行われるため、取締役会は実効性のある「内部統制システム」の構築と法令及び定款等の遵守体制の確立に努める。また、監査役会は当該「内部統制システム」の有効性と機能を監査する。

##### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会の議事録、稟議決裁資料、その他取締役の職務の執行に係る重要な情報を文書又は電磁的媒体に記録し、法令等に従い適正に保存、管理する。

##### ③当社グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループの業務執行に係る各種リスクの予防及び各種リスクの発生に迅速かつ的確に対処するため、危機管理担当役員を委員長とする「グループ危機管理委員会」を設置し、対応マニュアルを制定する。不測の事態が発生した場合には、直ちに対応策を協議して事態の収拾、解決にあたる。

##### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、職務権限及び意思決定に関する社内規程を定め、職務の執行が適正かつ効率的に行われることを確保する体制を構築する。

##### ⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 具体的な行動基準として制定した「グリコグループ行動規範」を当社グループの全ての取締役及び使用人に周知し、業務運営の指針とする。
- 2) 社長を委員長とする「企業倫理委員会」を設置し、社内の法令違反、企業倫理違反の未然防止、早期発見のための体制を構築する。
- 3) コンプライアンス担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、職務の執行における重大な法令違反の発生を防止する体制を構築する。
- 4) 内部監査部門として社長直轄とする「グループ監査室」を設置し、グループ各社における内部統制の有効性と妥当性を確保する。

- ⑥当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 当社で定める子会社管理規程に基づき、子会社に対し経営状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
  - 2) 当社グループにおける職務権限及び意思決定に関する基準を定め、子会社における職務の執行が適正かつ効率的に行われることを確保する体制を構築する。
  - 3) 当社グループにおけるコンプライアンスを推進するため、当社のコンプライアンス委員会が中心となり、法令・社内規程遵守の状況の把握、コンプライアンス研修等、必要な措置を講ずる体制を構築する。
- ⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 1) 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、若干名で構成される「監査役室」を置く。
  - 2) 前項に定める「監査役室」に所属する使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等の人事権に関わる事項の決定等については、監査役会の事前の同意を得る。
  - 3) 監査役補助者は、業務の執行にかかる役職を兼務しないこととし、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。
- ⑧当社及び子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制
- 1) 当社グループの取締役及び使用人は、監査役から職務の執行に関し報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
  - 2) 当社は、当社グループの取締役及び使用人が職務の執行に関し、重大な法令・定款違反、もしくは不正行為の事実、又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する体制を構築する。
  - 3) 「グループ監査室」、「企業倫理委員会」等は、監査役に対して定期的に当社グループにおける内部監査、内部通報の状況等を報告する。
  - 4) 監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 代表取締役は、監査役との会合を定期的に行い、意見・情報交換を行う。
  - 2) 「グループ監査室」と監査役は適宜情報交換を行い、連携して監査を行う。
  - 3) 監査役は職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務は、職務の執行に必要なものでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

#### ⑩反社会勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備について

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会勢力に対しては、弁護士や警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした姿勢で対応する。

### (5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

#### ①コンプライアンスに対する取り組み

当社グループでは、具体的な行動基準として、グループ内の全ての取締役及び使用人が従うべき「グリコグループ行動規範」を制定しています。コンプライアンス委員会による研修では、この行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。また、内部通報制度を更に実効性のあるものとするため、社外の弁護士事務所に独立した内部通報窓口を設置いたしました。

#### ②リスク管理に対する取り組み

当社グループを取り巻くリスクに迅速かつ的確に対処するために、「グループ危機管理委員会」を設けており、問題発生時には直ちに対応策を協議し、事態の收拾・解決に当たりました。また、継続してBCP（事業継続計画）の作成に取り組んでおり、当年度はその作成範囲を、本社からグループ会社や営業主要拠点にまで拡大いたしました。

#### ③当社グループにおける業務の適正を確保するための取り組み

当社グループでは、経営方針発表会や利益計画会議等を通じ、グループ内の全ての会社がグループの経営方針や経営計画を共有しています。主要な子会社では、当社の取締役や監査役が子会社役員を兼務しており、重要な会議等に参加しております。また、当社は、当社で定める子会社管理規定に基づき、子会社から経営状況その他の重要な情報について、定期的な報告を受けました。子会社に必要とされる意思決定については、当社グループにおける職務権限及び意思決定の基準に基づき、当社取締役会で検討を行うこと等により子会社の業務の適正を確保いたしました。

#### ④監査役監査の実効性の確保のための取り組み

当社の監査役は、当社グループの重要な会議に出席したほか、取締役や使用人から聴取を行うなど、業務の執行状況全般にわたり監査いたしました。また、代表取締役、会計監査人及び「グループ監査室」と情報交換のための会合を定期的開催し、相互の連携を図りました。

## (6) 剰余金の配当等に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としています。今後も、中長期的な視点にたつて、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の期末配当につきましては、1株につき20円を本年5月13日開催の取締役会で決議いたしました。既に平成27年12月10日に実施済の中間配当金1株当たり20円と合わせまして、年間配当金は1株当たり40円となります。

また、現時点では次期の1株当たりの年間配当金は40円を予定しております。

## (7) 会社の支配に関する基本方針

- ・ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

### 1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社では、グループとして企業価値の確保・向上に努めておりますが、特に、当社の企業価値の源泉は、長年にわたって築き上げられた企業ブランド及び商品ブランドにあります。そして、当社は、このようなブランド価値の根幹にあるのは、①商品開発力の維持、②研究開発力の維持、③食品の安全性の確保、④取引先との長期的な協力関係の維持、⑤企業の社会的責任を果たすことでの信頼の確保等であると考えております。当社の株式の大量買付を行う者が、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## 2) 基本方針の実現のための取組み

### 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるための特別な取組みは以下のとおりです。

当社グループは、事業の効率性を重要な経営指標として認識し、グループ各社の連係の一層の強化、シナジー効果の追求、収益性の向上を図っております。また、当社グループは、中長期的な会社の経営戦略として、各部門ともに消費者の視点からの新製品や新技術の研究開発に積極的に取組むとともに、流通構造の変化に対応した販売制度の実現や製造設備の合理化、さらに生産工場の統廃合を実施し、収益力の向上を図り、事業基盤の安定を目指しています。さらに、安全・安心という品質を維持するために、製造や輸送段階だけでなく資材調達時点でのチェック体制も強化し、消費者やお得意様に信頼される企業であり続けるように努めています。

当社は、中長期的視点に立ち、これらの取組みを遂行・実施していくことで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上してまいります。

## 3) 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

### 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記2)の取組み）について

上記2)記載の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

## 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	百万円	(負 債 の 部)	百万円
<b>流 動 資 産</b>	<b>131,335</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>76,795</b>
現金及び預金	50,941	支払手形及び買掛金	28,396
受取手形及び売掛金	35,113	短期借入金	5,218
有価証券	11,395	1年内返済予定の長期借入金	501
たな卸資産	26,895	未払費用	25,107
繰延税金資産	2,563	未払法人税等	2,179
その他	4,478	販売促進引当金	1,675
貸倒引当金	△54	役員賞与引当金	41
<b>固 定 資 産</b>	<b>143,639</b>	BIP株式給付引当金	56
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>82,577</b>	ESOP分配引当金	1,366
建物及び構築物	22,489	その他	12,253
機械装置及び運搬具	28,379	<b>固 定 負 債</b>	<b>19,027</b>
工具器具備品	3,557	長期借入金	501
土地	15,711	退職給付に係る負債	10,927
その他	12,440	その他	7,598
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>4,053</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>95,822</b>
ソフトウェア	2,365	(純資産の部)	
その他	1,687	<b>株 主 資 本</b>	<b>163,968</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>57,008</b>	資本金	7,773
投資有価証券	37,922	資本剰余金	7,816
長期貸付金	1,142	利益剰余金	155,190
退職給付に係る資産	1,963	自己株式	△6,811
繰延税金資産	406	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>9,623</b>
投資不動産	12,402	その他有価証券評価差額金	7,949
その他	3,222	為替換算調整勘定	2,646
貸倒引当金	△52	退職給付に係る調整累計額	△973
<b>資 産 合 計</b>	<b>274,974</b>	<b>非支配株主持分</b>	<b>5,560</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>179,151</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>274,974</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

科 目	金	額
	百万円	百万円
売上高		338,437
売上原価		183,904
売上総利益		154,533
販売費及び一般管理費		137,422
営業利益		17,110
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,137	
その他	1,974	4,112
営業外費用		
支払利息	170	
為替差損	653	
その他	1,169	1,993
経常利益		19,229
特別利益		
投資有価証券売却益	1,414	
投資有価証券償還益	402	1,816
特別損失		
減損損失	83	
その他	0	83
税金等調整前当期純利益		20,962
法人税、住民税及び事業税	6,272	
法人税等調整額	325	6,598
当期純利益		14,364
非支配株主に帰属する当期純利益		461
親会社株主に帰属する当期純利益		13,903

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	百万円 7,773	百万円 7,484	百万円 144,566	百万円 △6,626	百万円 153,198
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△3,279		△3,279
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益			13,903		13,903
自 己 株 式 の 取 得				△19	△19
自 己 株 式 の 処 分		118		47	166
信 託 へ の 自 己 株 式 譲 渡		213		81	295
信 託 か ら の 自 己 株 式 譲 受				△295	△295
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )					
当 期 変 動 額 合 計	-	331	10,623	△185	10,769
当 期 末 残 高	7,773	7,816	155,190	△6,811	163,968

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 分 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 調 換 勘 定 替 換 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	百万円 11,875	百万円 4,281	百万円 △42	百万円 16,114	百万円 5,526	百万円 174,838
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△3,279
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益						13,903
自 己 株 式 の 取 得						△19
自 己 株 式 の 処 分						166
信 託 へ の 自 己 株 式 譲 渡						295
信 託 か ら の 自 己 株 式 譲 受						△295
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	△3,925	△1,634	△930	△6,491	34	△6,456
当 期 変 動 額 合 計	△3,925	△1,634	△930	△6,491	34	4,313
当 期 末 残 高	7,949	2,646	△973	9,623	5,560	179,151

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数……………28社

主要な連結子会社の名称

関西グリコ株式会社、上海江崎格力高食品有限公司

なお、グリコ乳業株式会社が平成27年10月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

また、当連結会計年度より、Glico Frozen(Thailand)Co.,Ltd.を連結の範囲に含めております。

##### (2) 主要な非連結子会社の名称等

江栄商事株式会社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社(江栄商事株式会社)は小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法適用の関連会社の数……………2社

(2) 持分法を適用していない非連結子会社(江栄商事株式会社)及び関連会社(株式会社関東フローズン他1社)は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としての重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

決算日が連結決算日と異なる連結子会社は下表のとおりです。

当連結計算書類の作成に当たって、下表の7社については、連結決算日との間に生じた重要な取引を調整した上でその決算日の計算書類を使用しております。

会社名	決算日
上海江崎格力高食品有限公司	12月31日
上海江崎格力高南奉食品有限公司	12月31日
Thai Glico Co., Ltd.	12月31日
Ezaki Glico USA Corp.	12月31日
Glico-Haitai Co.,Ltd	12月31日
PT.Glico Indonesia	12月31日
Glico Frozen(Thailand)Co.,Ltd.	12月31日

4. 持分法適用会社の事業年度等に関する事項

決算日が連結決算日と異なる持分法適用会社は下表のとおりです。

当連結計算書類の作成に当たって、下表の2社については、連結決算日との間に生じた重要な取引を調整した上でその決算日の計算書類を使用しております。

会 社 名	決 算 日
Generale Biscuit Glico France S.A.	12月31日
PT.Glico-Wings	12月31日

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。)

なお、組込デリバティブの時価を区分して測定することが出来ない複合金融商品については複合金融商品全体を時価評価しております。

時価のないもの……………主として移動平均法による原価法

②デリバティブ……………時価法

③たな卸資産……………主として総平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産及び投資不動産

(リース資産を除く) ……………主として定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く。) については、定額法を採用しております。

②無形固定資産

(リース資産を除く) ……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) による定額法を採用しております。

③リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ①貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ②販売促進引当金……………販売促進費の支出に備えるため、当連結会計年度末における販売促進費の見込額に基づき計上しております。
- ③役員賞与引当金……………役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。
- ④B I P株式給付引当金……………「役員報酬B I P信託」における、役員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。
- ⑤E S O P分配引当金……………当社が導入している「従業員持株会信託型E S O P」の終了に伴う従業員に対する分配金支払に備えるため、当連結会計年度末時点の制度終了時の分配金支払見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①重要なヘッジ会計の方法

1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を採用しております。

また、金利スワップについては金融商品に係る会計基準の特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。

2) ヘッジ手段とヘッジ対象

為替予約……………外貨建予定取引

金利スワップ……………金利変動リスクのある金融資産及び借入金

通貨スワップ……………為替変動リスクのある外貨建て資産及び負債

3) ヘッジ方針

デリバティブ取引は社内規定に従い、保有する資産及び借入金に係る為替変動又は金利変動リスクを効果的にヘッジする目的で利用しております。

4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

②退職給付に係る会計処理の方法

1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

③消費税等の会計処理……………税抜き方式を採用しております。

④のれんの償却に関する事項

主に5年間の均等償却を行っております。

(5) 追加情報

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の32.2%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.8%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%になります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は58百万円、退職給付に係る調整累計額が20百万円、それぞれ減少し、法人税等調整額が73百万円、その他有価証券評価差額金が154百万円、それぞれ増加しております。

会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項（4）、連結会計基準第44-5項（4）及び事業分離等会計基準第57-4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響額はありません。

## 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 133,970百万円

(注) なお、上記の減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
発行済株式	株		株		株	株
普通株式	69,430,069		—		—	69,430,069
合計	69,430,069		—		—	69,430,069
自己株式						
普通株式	3,860,644		3,221		27,865	3,836,000
合計	3,860,644		3,221		27,865	3,836,000

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加3,221株は、単元未満株式の買取による増加であり、減少27,865株は、単元未満株式の買増請求165株及び「従業員持株会信託型E S O P (信託口)」から従業員持株会への売却27,700株によるものであります。

2. 自己株式数については、当連結会計年度末に「従業員持株会信託型E S O P (信託口)」が所有する271,500株、「役員報酬B I P (信託口)」が所有する47,400株を含めて記載しております。

### 2. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年5月15日 取締役会	普通株式	百万円 1,967	円 30	平成27年3月31日	平成27年6月5日
平成27年10月30日 取締役会	普通株式	1,312	20	平成27年9月30日	平成27年12月10日

(注) 1. 配当金の総額には、「従業員持株会信託型E S O P (信託口)」に対する配当金を含めておりません。これは、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っているためであります。

2. 平成27年10月30日取締役会決議による配当金の総額には、「役員報酬B I P (信託口)」が保有する自社の株式に対する配当金0百万円を含めております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金額の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年5月13日取締役会	普通株式	百万円 1,312	円 20	平成28年3月31日	平成28年6月7日

- (注) 1. 配当金の総額には、「従業員持株会信託型E S O P (信託口)」に対する配当金を含めておりません。これは、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っているためであります。
2. 平成28年5月13日取締役会決議による配当金の総額には、「役員報酬B I P (信託口)」が保有する自社の株式に対する配当金0百万円を含めております。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画及びその他の長期的資金需要に照らして、主に銀行借入や社債発行により必要な資金を調達しております。また、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。余資は、流動性の高い金融商品、一定以上の格付けをもつ発行体の債券等、安全性の高い金融商品、主に業務上の関係を有する企業の株式に投資しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、満期保有目的以外の債券と株式等であり、信用リスク、市場価格の変動リスク及び金利の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。借入金のうち、短期借入金は営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引及び通貨スワップ取引、保有する投資有価証券に係る将来の取引市場での金利変動リスクを軽減する目的で金利スワップ取引を行っております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、各社の与信管理規程に従い、営業債権について取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を随時に把握し、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、一部の営業債権に対しては、取引信用保険を活用しております。

有価証券及び投資有価証券は、一定以上の格付けをもつ発行体のもののみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引につきましては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

##### ②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的の時価や発行体(取引先)の財務状況、格付け状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を定期的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理につきましては、取引権限を定めた社内規程に基づき行っており、担当役員は、取引実績を定期的に取り締役に報告しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行出来なくなるリスク）の管理

当社は、グループの国内主要各社に対してキャッシュマネジメントシステムを導入しております。グループ各社の事業計画に基づき、経理部が適時に資金繰り計画を作成し、実績を勘案しながら計画を随時見直しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	50,941	50,941	—
(2) 受取手形及び売掛金	35,113	35,113	—
(3) 有価証券及び投資有価証券(*1)	45,195	45,195	—
資産計	131,250	131,250	—
(1) 支払手形及び買掛金	28,396	28,396	—
(2) 短期借入金	5,218	5,218	—
(3) 1年内返済予定の長期借入金	501	501	—
(4) 長期借入金	501	498	(2)
負債計	34,616	34,614	(2)

(\*1) 時価を把握することが極めて困難なため、非上場株式4,122百万円は含まれておりません。

(注) 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

## 負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 1年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルや賃貸商業施設等を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）
12,549	14,621

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主要な不動産については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については路線価等に基づく金額であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

## 1株当たり情報に関する注記

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 2,646円45銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 212円00銭   |

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
<b>流動資産</b>	<b>95,836</b>	<b>流動負債</b>	<b>61,299</b>
現金及び預金	31,986	支払手形	359
受取手形	647	買掛金	25,310
売掛金	24,942	短期借入金	3,283
有価証券	10,177	未払金	9,435
商品及び製品	8,919	未払費用	15,447
仕掛品	633	未払法人税等	1,425
原材料及び貯蔵品	10,189	預り金	2,851
繰延税金資産	1,902	販売促進引当金	1,675
短期貸付金	1,609	役員賞与引当金	41
未収入金	3,581	BIP株式給付引当金	56
その他	1,254	ESOP分配引当金	1,366
貸倒引当金	△8	その他	47
<b>固定資産</b>	<b>136,771</b>	<b>固定負債</b>	<b>13,275</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>59,543</b>	預り保証金	2,518
建物	11,613	退職給付引当金	6,742
構築物	439	繰延税金負債	3,467
機械及び装置	18,411	その他	546
車両運搬具	18	<b>負債合計</b>	<b>74,574</b>
工具器具備品	2,593	(純資産の部)	
土地	14,788	<b>株主資本</b>	<b>150,083</b>
リース資産	37	資本金	7,773
建設仮勘定	11,641	資本剰余金	7,816
<b>無形固定資産</b>	<b>3,332</b>	資本準備金	7,413
ソフトウェア	2,044	その他資本剰余金	402
その他	1,288	<b>利益剰余金</b>	<b>141,305</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>73,895</b>	利益準備金	1,943
投資有価証券	34,945	その他利益剰余金	139,362
関係会社株	4,505	特別償却準備金	10
出資	1	固定資産圧縮積立金	5,479
関係会社出資金	7,297	別途積立金	83,893
長期貸付金	11,171	繰越利益剰余金	49,979
前払年金費用	2,260	<b>自己株式</b>	<b>△6,811</b>
投資不動産	12,372	評価・換算差額等	7,949
その他	2,652	その他有価証券評価差額金	7,949
貸倒引当金	△1,311	<b>純資産合計</b>	<b>158,033</b>
<b>資産合計</b>	<b>232,608</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>232,608</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
売 上 高		209,778
売 上 原 価		108,854
売 上 総 利 益		100,924
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		92,808
営 業 利 益		8,115
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	4,211	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 戻 入 益	1,451	
そ の 他	2,225	7,888
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	86	
そ の 他	1,710	1,797
経 常 利 益		14,206
特 別 利 益		
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	26,769	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,414	
投 資 有 価 証 券 償 還 益	402	28,585
特 別 損 失		
減 損 損 失	11	
そ の 他	0	11
税 引 前 当 期 純 利 益		42,780
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,047	
法 人 税 等 調 整 額	△127	3,920
当 期 純 利 益		38,860

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- 満期保有目的の債券……………償却原価法  
関係会社株式……………移動平均法による原価法  
その他有価証券  
時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)  
なお、組込デリバティブの時価を区分して測定することが出来ない複合金融商品については複合金融商品全体を時価評価しております。  
時価のないもの……………移動平均法による原価法

#### 2. デリバティブ……………時価法

#### 3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- 商品・製品・原材料・仕掛品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）  
貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法

#### 4. 固定資産の減価償却方法

##### (1) 有形固定資産及び投資不動産

- (リース資産を除く)……………定率法  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法を採用しております。

##### (2) 無形固定資産

- (リース資産を除く)……………定額法  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

##### (3) リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## 5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 販売促進引当金……………販売促進費の支出に備えるため、当事業年度末における販売促進費の見込額に基づき計上しております。
- (3) 役員賞与引当金……………役員賞与の支給に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
- (4) B I P 株式給付引当金……………「役員報酬 B I P 信託」における、役員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。
- (5) E S O P 分配引当金……………当社が導入している「従業員持株会信託型 E S O P」の終了に伴う従業員に対する分配金支払に備えるため、当事業年度末時点の制度終了時の分配金支払見込額を計上しております。
- (6) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- ①退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。
- 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。
- なお、退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

## 6. 重要なヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を採用しております。  
また、金利スワップについては金融商品に係る会計基準の特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象  
為替予約……………外貨建予定取引  
金利スワップ……………金利変動リスクのある金融資産及び借入金
- (3) ヘッジ方針  
当社のデリバティブ取引は社内規定に従い、保有する資産に係る為替変動又は金利変動リスクを効果的にヘッジする目的で利用しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

7. 消費税等の会計処理方法………税抜き方式を採用しております。

8. 追加情報

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の32.2%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.8%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%になります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)が98百万円減少し、法人税等調整額が55百万円、その他有価証券評価差額金が154百万円、それぞれ増加しております。

会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響額はありません。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	4,223百万円
長期金銭債権	10,926百万円
短期金銭債務	5,398百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 97,277百万円

(注) なお、上記の減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

## 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

売	上	高	9,247百万円		
仕	入	高	1,039百万円		
委	託	加	工	費	21,205百万円
販	売	費	3,129百万円		
営業取引以外の取引高			6,453百万円		

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 自己株式に関する事項

	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
自 己 株 式	株		株		株	株
普 通 株 式	3,860,644		3,221		27,865	3,836,000
合 計	3,860,644		3,221		27,865	3,836,000

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加3,221株は、単元未満株式の買取による増加であり、減少27,865株は、単元未満株式の買増請求165株及び「従業員持株会信託型E S O P (信託口)」から従業員持株会への売却27,700株によるものであります。
2. 自己株式数については、当事業年度末に「従業員持株会信託型E S O P (信託口)」が所有する271,500株、「役員報酬B I P (信託口)」が所有する47,400株を含めて記載しております。

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別内訳

### (1) 流動資産・負債の部

#### 繰延税金資産

未払賞与	553百万円
未払費用	720百万円
その他	628百万円

繰延税金資産計 1,902百万円

#### 繰延税金負債

繰延税金負債計 －百万円

### (2) 固定資産・負債の部

#### 繰延税金資産

退職給付引当金	1,379百万円
減損損失	1,596百万円
有価証券等評価損	528百万円
その他	2,118百万円

繰延税金資産計 5,622百万円

評価性引当額  $\Delta 3,678$ 百万円

繰延税金負債との相殺  $\Delta 1,943$ 百万円

繰延税金資産の純額 －百万円

#### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	$\Delta 2,964$ 百万円
特別償却準備金	$\Delta 11$ 百万円
固定資産圧縮積立金	$\Delta 2,435$ 百万円

繰延税金負債計  $\Delta 5,411$ 百万円

繰延税金資産との相殺 1,943百万円

繰延税金負債の純額  $\Delta 3,467$ 百万円

## 1 株当たり情報に関する注記

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 2,409円27銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 592円56銭   |

関連当事者との取引に関する注記  
役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	大阪栄研(株)	大阪府 大阪市	10	保険代理業	- (0.31)	損害保険等の取引及び不動産の賃貸	保険料の支払 (注)2	203	前払費用	13
									長期前払費用	19

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。  
2. 保険料につきましては、一般的な取引条件を勘案して決定しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

江崎グリコ株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒井 憲一郎 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 村上 和久 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、江崎グリコ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、江崎グリコ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

江崎グリコ株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 荒井 憲一郎 (印)

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 村上 和久 (印)

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、江崎グリコ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第111期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第111期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月13日

江崎グリコ株式会社 監査役会

常勤監査役	吉田敏明	印
常勤監査役	安達弘	印
監査役	岩井伸太郎	印
監査役	宮本又郎	印
監査役	工藤稔	印

(注) 常勤監査役安達弘、監査役岩井伸太郎、監査役宮本又郎及び監査役工藤稔は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもちまして取締役全員（7名）が任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	えざきかつひさ 江崎勝久 (昭和16年8月27日生)	昭和41年6月 当社入社 昭和47年11月 同 取締役秘書室長 昭和48年11月 同 代表取締役副社長 昭和57年6月 同 代表取締役社長、現在に至る	253,824株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>昭和57年6月に代表取締役社長に就任して以来、当社グループの事業拡大、グローバル化、構造改革等を推進してまいりました。また、長期計画「2020Glico」を策定し、事業の強化・拡大に努めております。今後も、当社の経営理念を実現し事業戦略を遂行できると判断して、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			
2	えざきえつろう 江崎悦朗 (昭和47年10月31日生)	平成16年4月 当社入社 平成20年6月 同 取締役執行役員コミュニケーション本部長兼事業統括本部副本部長 平成21年10月 同 取締役執行役員コミュニケーション本部長兼事業統括本部副本部長兼マーケティング部長 平成22年4月 同 取締役常務執行役員コミュニケーション本部長兼事業統括本部副本部長兼マーケティング部長 平成24年1月 同 取締役常務執行役員マーケティング本部長兼マーケティング部長 平成24年4月 同 取締役専務執行役員マーケティング本部長兼マーケティング部長、広報担当 平成25年4月 同 取締役専務執行役員マーケティング本部長、広報担当 平成26年6月 同 取締役専務執行役員マーケティング本部長、広報・情報システム担当、現在に至る	16,415株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>当社入社以来、広告・開発業務に携わり、平成20年6月に取締役に就任し、その後も情報システム子会社の社長を務めるなど幅広い分野の経験を積み重ね、現在は取締役専務執行役員として、マーケティング部門の総責任者を務めております。今後も、当社の経営理念を実現し事業戦略を遂行できると判断して、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	くりきたかし 栗木 隆 (昭和32年11月13日生)	昭和56年3月 当社入社 平成18年6月 同 取締役生物化学研究所長 平成19年1月 同 取締役研究本部長兼生物化学研究所長兼新素材営業グループ長 平成20年6月 同 取締役常務執行役員研究本部長兼生物化学研究所長兼新素材営業グループ長 平成21年10月 同 取締役常務執行役員研究本部長兼健康科学研究所長 平成23年4月 同 取締役常務執行役員研究本部長兼健康科学研究所長兼新素材営業グループ長 平成24年4月 同 取締役常務執行役員、研究部門統括研究本部長兼健康科学研究所長 平成27年7月 同 取締役常務執行役員、研究部門統括健康科学研究所長、現在に至る	4,913株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>当社入社以来、研究関連業務に携わり、平成18年6月に取締役に就任後も研究部門を統括しております。今後も、当社の経営理念を実現し事業戦略を遂行できると判断して、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			
4	[新任] おおぬきあきら 大貫 明 (昭和29年7月17日生)	昭和52年4月 日本電気株式会社入社 平成18年4月 NECリース株式会社(現 NECキャピタルソリューション株式会社)執行役員 平成25年6月 NECビッグロープ株式会社(現 ビッグロープ株式会社)監査役 平成27年7月 当社入社 常勤顧問 平成28年4月 同 執行役員、現在に至る	0株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>食品業界とは異なる電機及び情報通信業界での執行役員や監査役としての豊富な経験や幅広い知識を有しており、当社の経営理念を実現し事業戦略を遂行できると判断して、取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	<p>[再任] [社外] [独立役員] ますだてつお 益田哲生 (昭和20年10月29日生) 【平成27年度取締役会の出席状況】80.0%</p>	<p>昭和45年4月 大阪弁護士会登録 平成4年4月 大阪弁護士会副会長 平成16年4月 日本弁護士連合会常務理事 平成17年4月 大阪弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長 平成19年1月 中之島中央法律事務所代表パートナー、現在に至る 平成19年4月 近畿弁護士会連合会理事長、日本弁護士連合会理事 平成19年7月 当社独立委員会委員 平成20年6月 同 取締役、現在に至る [重要な兼職の状況] ・中之島中央法律事務所代表パートナー ・ヤンマー株式会社社外監査役</p>	0株
<p>&lt;社外取締役候補者とした理由&gt; 益田哲生氏は、弁護士としての幅広い知識や経験をもとに、また法律の専門家として当社の経営に対する助言をいただくことで、取締役会の機能をさらに強化できるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
6	<p>[再任] [社外] [独立役員] かとうたかとし 加藤隆俊 (昭和16年5月23日生) 【平成27年度取締役会の出席状況】100%</p>	<p>昭和39年4月 大蔵省(現財務省)入省 平成5年7月 同 国際金融局長 平成7年6月 同 財務官 平成9年7月 同 顧問 平成10年9月 米国・プリンストン大学客員教授 平成11年8月 株式会社東京三菱銀行(現 株式会社三菱東京UFJ銀行)顧問兼早稲田大学客員教授 平成12年8月 株式会社東京三菱銀行顧問兼早稲田大学客員教授兼米国・クレアモント大学客員教授 平成16年2月 国際通貨基金副専務理事 平成22年6月 当社 取締役、現在に至る 平成22年9月 公益財団法人国際金融情報センター理事長、現在に至る [重要な兼職の状況] ・公益財団法人国際金融情報センター理事長</p>	0株
<p>&lt;社外取締役候補者とした理由&gt; 加藤隆俊氏は、金融分野の専門家として、豊富な経験と見識をもとに、独立した立場から経営全般に助言をいただくことで、取締役会の機能をさらに強化できるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	<p>[再任] [社外] [独立役員] おおいしかのこ 大石佳能子 (昭和36年3月24日生) 【平成27年度取締役会の出席状況】90.9%</p>	<p>昭和58年4月 日本生命保険相互会社入社 昭和63年11月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 平成5年1月 同 パートナー 平成9年7月 同 顧問 平成12年6月 株式会社メディヴァ設立 同 代表取締役、現在に至る 平成12年7月 株式会社西南メディヴァ（現 株式会社シーズ・ワン）設立 同 代表取締役、現在に至る 平成16年8月 医療法人社団プラタナス設立 同 総事務長、現在に至る 平成27年6月 当社 取締役、現在に至る</p> <p>[重要な兼職の状況] ・株式会社メディヴァ 代表取締役 ・株式会社シーズ・ワン 代表取締役 ・参天製薬株式会社 社外取締役 ・スルガ銀行株式会社 社外取締役 ・株式会社資生堂 社外取締役</p>	0株
<p>&lt;社外取締役候補者とした理由&gt; 大石佳能子氏は、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識をもとに、独立した立場から経営全般に助言をいただくことで、取締役会の機能をさらに強化できるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 益田哲生氏は、現に当社の社外取締役であります。その就任してからの年数は、本株主総会の終結時をもって8年となります。また、金融商品取引所が定める独立役員として届け出ております。
3. 加藤隆俊氏は、現に当社の社外取締役であります。その就任してからの年数は、本株主総会の終結時をもって6年となります。また、金融商品取引所が定める独立役員として届け出ております。
4. 大石佳能子氏は、現に当社の社外取締役であります。その就任してからの年数は、本株主総会の終結時をもって1年となります。また、金融商品取引所が定める独立役員として届け出ております。
5. 当社は、益田哲生、加藤隆俊及び大石佳能子の3氏との間で、損害賠償責任の限度額を法令が定める限度額とする責任限定契約を締結しております。また3氏の再選が承認された場合、当社は3氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもちまして監査役宮本又郎氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （ふりがな） （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
[再任] [社外] [独立役員] みやもとまたお <b>宮本又郎</b> (昭和18年11月4日生) 【平成27年度取締役会の出席状況】100% 【平成27年度監査役会の出席状況】100%	昭和63年4月 大阪大学経済学部教授 昭和63年6月 ロンドン大学客員教授 平成5年7月 大阪大学大学院経済学研究科長・同経済学部長 平成17年10月 日本学術会議会員 平成18年4月 大阪大学名誉教授、現在に至る 平成18年4月 関西学院大学大学院経営戦略研究科教授 平成19年4月 放送大学客員教授、現在に至る 平成24年4月 関西学院大学客員教授、現在に至る 平成24年6月 当社 監査役、現在に至る	0株
<社外監査役候補者とした理由> 宮本又郎氏は、大学教授としての専門的見地から企業財務等に関する相当程度の知見を有しており、当社監査体制の機能をさらに強化できるものと判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 宮本又郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 宮本又郎氏は、現に当社の社外監査役であります。その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年となります。また、金融商品取引所が定める独立役員として届け出ております。
3. 当社は、宮本又郎氏との間で、損害賠償責任の限度額を法令が定める限度額とする責任限定契約を締結しております。また同氏の再選が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

以上

# MEMO

# 株主総会会場ご案内略図

会場 ザ・シンフォニーホール  
大阪市北区大淀南二丁目3番3号  
電話 06(6453)1010



## ●最寄り駅からのご案内

- ・ JR大阪環状線「福島駅」から北へ徒歩約7分
- ・ JR東西線「新福島駅」1番出口から北へ徒歩約10分
- ・ 阪神電車「福島駅」西改札2番出口から北へ徒歩約10分